

東近江市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の 制定について

東近江市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月2日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

東近江市コミュニティセンター条例（平成17年東近江市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第2条の表東近江市立市辺コミュニティセンターの項中「東近江市市辺町2391番地」を「東近江市市辺町2353番地1」に改める。

別表東近江市立市辺コミュニティセンターの部を次のように改める。

東近江市立市辺コミュニティセンター	研修室1	350円
	研修室2	200円
	研修室3	200円
	調理室	200円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

東近江市立市辺コミュニティセンターの位置及び使用料を変更したく、本議案を提出するものである。